

八洲学園大学再入学、編入学及び転入学に関する規程

- 第1条 この規程は、八洲学園大学学則（以下「学則」という。）第22条に規定する再入学、編入学及び転入学に関し必要な事項を定めることを目的とする。
- 第2条 再入学、編入学及び転入学は、再入学、編入学及び転入学する学年の定員に余裕があるときに許可するものとする。
- 第3条 本学に編入学又は転入学する者は、別表1の第1欄の区分に応じ、同表第2欄に定める相当年次に編・転入学する。
- 第4条 編入学又は転入学を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位については、個別に審査のうえ、編入学又は転入学相当年次に応じて別表2-1、又は別表2-2に定める授業科目及び単位数を認定することができる。
- 2 前項の場合において、専修学校専門課程修了者の既に履修した授業科目については、専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）第16条の規定により専修学校が定める授業時数をもって1単位に換算するものとする。
- 第5条 本学を中途退学し、再入学を許可された者の以前に在学した年数は、本学の在学年数として認定する。ただし、4年以上在学した場合の在学年数については、再入学時において4年在学として扱う。
- 2 再入学を許可された者の既に履修した授業科目及びその単位については、審査のうえ、その全部を認定することができる。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

別表 1

第 1 欄	第 2 欄	
	編・転入 相当年次	在学すべき年 数
大学（外国の大学を含む。）に1年以上2年未満在学した者	2年相当	3年以上
大学（海外の大学を含む。）に2年以上在学した者（卒業を含む。） 短期大学（外国の短期大学を含む。）を卒業した者 高等専門学校（外国の高等専門学校を含む。）を卒業した者 旧国立工業教員養成所又は旧国立養護教諭養成所を卒業した者 専修学校の専門課程（学則第22条第1項第4号に該当する課程に限る。）を修了した者	3年相当	2年以上

別表 2 - 1 編入学者及び転入学者の既修得単位の認定（家庭教育課程）

区分	卒業所要 単位数	第 2 年次相当転入学	第 3 年次相当編入学
		本学入学前に修得した ものとみなす単位数	本学入学前に修得した ものとみなす単位数
共通基礎 教育科目	2 0	1 4	1 4
基幹科目	8		4
共通専門 教育科目	1 0	1 0	1 0
専門科目	5 4		
自由選択科目	3 2	6	3 2
合計	1 2 4 (3 0)	3 0 (6)	6 0 (1 2)

() は面接授業の単位数で内数である。

別表 2 - 2 編入学者及び転入学者の既修得単位の認定（人間開発教育課程）

区分	卒業所要 単位数	第 2 年次相当転入学	第 3 年次相当編入学
		本学入学前に修得した ものとみなす単位数	本学入学前に修得した ものとみなす単位数
共通基礎 教育科目	2 0	1 4	1 4
共通専門 教育科目	1 0	1 0	1 0
専門科目	5 4		
自由選択科目	4 0	6	3 6
合計	1 2 4 (3 0)	3 0 (6)	6 0 (1 2)

() は面接授業の単位数で内数である。